

○ 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準
(平成十九年文部科学省告示第四十二号)

〔改正沿革〕 平成二十一年文部科学省告示第三十一号、二十一年八十二号、二十二年四十号、二十三年二十八号、二十四年二十八号、二十五年二十号、二十六年十九号、二十六年百三十五号、二十七年百五十三号、二十八年十四号、二十八年百二十八号

第一 学校設置会社が新たに大学、短期大学又は高等専門学校を設置する場合

学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下「法」という。）が新たに大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎等の施設及び図書、機械、器具等の設備（以下単に「施設及び設備」という。）は、教育研究上支障のないよう整備されるとともに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令（別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(二) 校地は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第一の一の（六）を除き、以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 負担付きの校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）の専用の校地にあつては、開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の（二）のウにおいて同じ。）のある借用である校地であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である校地であつて、第一の一の（二）のイの（ア）及び（イ）のいずれかに該当するもの

(三) 次のいずれかに該当する土地を校地とするときは、第一の一の（二）の規定の適用については、当該校地は、申請時において自己所有であるとみなすこと。

ア 所有権の移転登記をすることが困難な特別な事情があると認められる場合において、申請時までに仮登記され、かつ、開設時以降確実に登記できる見込みのある土地

イ 地方公共団体等の所有する土地で、申請時までに譲渡についての議会の議決等がなされ、

- 設置の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証のあるもの
- ウ 農地転用の許可申請が受理されている場合において、申請時までには仮登記され、かつ、開設時までには正式許可がなされる見込みのある土地
- エ 土地区画整理事業等法令の規定により、申請時までには所有権の移転登記ができない土地で、開設時以降に登記できるもの
- (四) 校舎その他必要な施設（以下第一の一の（四）、（五）及び別表第一において単に「施設」という。）は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- ア 負担付きの施設で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの
- イ 申請者名義の賃借権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証（独立大学院大学の専用の校舎にあっては、開設時以降十年以上にわたり使用できる保証。第一の一の（四）のウにおいて同じ。）のある借用である施設であって、次のいずれかに該当するもの
- （ア） 地方公共団体等の所有する建物等で、申請時までには貸付けについての議会の議決等がなされているもの
- （イ） 地方公共団体等以外の者の所有する建物等で、申請時までには賃貸借の契約等が締結されているもの
- ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である施設であって、第一の一の（四）のイの（ア）及び（イ）のいずれかに該当するもの
- エ 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う校舎及び附属施設以外の施設で、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用であるもの
- (五) 地方公共団体等の所有する建物等を施設とする場合において、申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ、設置の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証があるときは、第一の一の（四）の規定の適用については、当該施設は、申請時において自己所有であるとみなすこと。
- (六) 設備は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、設備を借用とすることにつき教育研究上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (七) 校地は、開設時までには教育研究上支障のないよう整備されること。
- (八) 大学等（独立大学院大学を除く。）の施設及び設備を段階的に年次計画により整備するときは、次の表の上欄に掲げる各年次において、整備をした施設及び設備の全体に対する割合が、それぞれ同表の下欄に掲げる大学等の種類に応じた割合以上であり、かつ、教育研究上支障のないよう行うこと。この場合において、当該計画は、財源の調達時期、支払計画等からみて適切でなければならない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上支障のないよう行うこと。

年次	大学等の種類に応じた割合		
	大学	短期大学	高等専門学校
開設時まで	十分の四	五分の三	五分の一
第一年次中	十分の七	五分の五	五分の二
第二年次中	十分の十	—	五分の三
第三年次中	—	—	五分の四
第四年次中	—	—	五分の五

- (九) 大学等（独立大学院大学を除く。）の施設及び設備（設備のうち図書等を除く。以下第一の一の（九）、第一の一の（十）のア及び第二の三の（六）のアにおいて同じ。）の整備に要する経費は、大学等（独立大学院大学を除く。）の種類の別に応じ、別表第一の一から三までの各表に定める標準設置経費額以上の額を計上していることとし、図書等の整備に要する経費は、学部（短期大学及び高等専門学校にあっては学科）の種類、規模等に応じて必要な額を別途計上していること。ただし、施設及び設備をすでに所有している場合にあっては当該所有に係る施設及び設備の価額等、施設及び設備が借用である場合にあっては、当該借用に係る施設及び設備の評価額等からみて相当と認められるときは、標準設置経費額を下回ることができる。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。
- (十) 従来設置している専修学校又は各種学校その他の事業から転共用する施設及び設備がある場合には、次のとおり取り扱うこと。
- ア 施設及び設備の整備に要する経費の額は、当該転共用に係る施設及び設備の価額等からみて相当と認められるときは、標準設置経費額を下回ることができること。
- イ 当該転共用に係る施設及び設備の整備のためにした借入金が償還中である場合には、次に掲げる要件のすべてに該当していること。
- (ア) 借入金によって整備された校舎の当初の整備目的が当該申請を前提としたものでないことが明らかであると認められ、かつ、申請日の三年以前に整備されていること。
- (イ) 申請者の資産状況等からみて当該借入金に対する適正な償還計画が策定され、かつ、当該施設の価額が当該借入金の額を上回っていること。
- (十一) 校地並びに施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、申請時において設置経費に相当する額の現金、預金、国債等の有価証券その他学校設置会社の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していること。この場合において、当該財源については、次のとおり取り扱うこととする。
- ア 設置経費のうち開設時まで支払いを要する経費の財源は、申請時において当該経費に相当する額の現金又は預金が収納されていること。
- イ 設置経費の財源について、役員会の決議等がなされていること。
- ウ 設置経費の財源に寄附金を充てる場合は、次のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。
- (イ) 寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社等法人にあっては役員会の決議録その他の資料により、個人にあっては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認できる場合に限り、設置経費の財源に算入すること。
- エ 学校法人の寄附金は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一の一の（一十）の適用については、申請時において保有している現金又は預金とみなすことができること。
- (ア) 当該学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人であること。
- (イ) 当該学校法人の理事会において、当該寄附についての議決がなされていること。
- (ウ) 申請時以降に当該寄附を行うことに合理的な理由があり、かつ、申請時に当該寄附ができない理由が明確でやむを得ないと認められるものであること。
- (エ) 寄附行為の認可時まで当該寄附金が確実に収納される見込みがあると認められるものであること。
- オ 有価証券は、額面金額が保証されているものであること。この場合において、有価証券は、設置経費の支払時期が到来するまでに現金化できる場合に限り、その額面金額を上限として、設置経費の財源に算入する。

二 大学等の経営に必要な財産について

- (一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等（独立大学院大学を除く。）の教員組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。また、独立大学院大学にあっては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。
- (二) 経常経費の財源は、申請時において開設年度の経常経費に相当する額の現金、預金又は国債等の有価証券を保有していること。
- (三) 校地及び校舎が借用の場合には、第一の二の（二）の規定にかかわらず、原則として、申請時において、開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の現金、預金又は国債等の有価証券を保有していること。
- (四) 経常経費の財源の取扱いについては、第一の一の（十一）の規定（財源の取扱いに係る部分に限り、（ア）を除く。）を準用すること。この場合において、第一の一の（一十）中「設置経費」とあるのは「経常経費」と、（一十）のエ中「第一の一の（一十）」とあるのは「第一の二の（二）又は（三）」と読み替えるものとする。

第二 現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合

現に大学等を設置する学校設置会社が大学等を設置する場合の当該学校設置会社については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定を準用すること。この場合において、第一の一の（十）中「専修学校又は各種学校」とあるのは「大学等又は地方公共団体の長の認可を受けた学校又は専修学校若しくは各種学校」と読み替えるものとする。

二 大学等の経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第一の二の規定を準用すること。

三 既設校等について

- (一) 従来設置している大学等（以下「既設の大学等」という。）の学部、学科、大学院又は大学院の研究科若しくは研究科の専攻（以下「学部等」という。）の校地並びに施設及び設備については、第一の一の（一）の規定を準用すること。
- (二) 既設の大学等の学部等の在籍学生数が収容定員を著しく超過していないこと。
- (三) 既設の大学等又はその学部等に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。
- (四) 既設の学校等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われ、かつ、適正な償還計画が策定されていること。
- (五) 学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。
 - ア 法令の規定、当該規定による処分及び法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
 - イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- (六) 短期大学又は短期大学の学科（以下第二の三の（六）において「短期大学等」という。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学等を設置する場合であつて、当該大学等の入学定員が当該廃止に係る短期大学等の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。
 - ア 第二の一において準用する第一の一の（九）の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、施設及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる場合には、標準設置経費額を下回ることができること。
 - イ 第二の一において準用する第一の一の（十）のイの規定にかかわらず、当該転共用に係る施

設及び設備の整備のためにした借入金については、適用しないこと。

第三 現に地方公共団体の長の認可を受けた学校のみを設置する学校設置会社が大学等を設置する場合

現に地方公共団体の長の認可を受けた学校のみを設置する学校設置会社が大学等を設置する場合の当該学校設置会社については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一において準用する第一の一の（十）中「専修学校又は各種学校」とあるのは「当該地方公共団体の長の認可を受けた学校又は専修学校若しくは各種学校」と読み替えるものとする。

二 大学等の経営に必要な財産について

大学等の経営に必要な財産については、第二の二の規定を準用すること。

三 既設校等について

既設校等については、第二の三（（一）から（三）まで及び（六）を除く。）の規定を準用すること。

第四 現に大学等を設置する学校設置会社が学部等を設置する場合

現に大学等を設置する学校設置会社が学部等を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産については、次の基準によって審査する。ただし、当該学部等の設置が大学等の教育研究条件の向上又は学校設置会社の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情があり、かつ、学部等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、学校設置会社にとって過大な負担とならないと認められる場合には、校地並びに施設及び設備に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用すること。この場合において、第二の一において準用する第一の一の（一）中「大学等の校地」とあるのは「学部等の校地」と、第二の一において準用する第一の一の（二）のイ中「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条に定める大学をいう。以下同じ。）」とあるのは「大学院」と、第二の一において準用する第一の一の（二）のウ中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の一において準用する第一の一の（四）のイ中「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と、第二の一において準用する第一の一の（八）及び（九）中「大学等（独立大学院大学を除く。）」とあるのは「学部等（大学院を除く。）」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

二 大学等の経営に必要な財産について

大学等の経営に必要な財産については、第一の二（（二）及び（三）を除く。）の規定を準用すること。この場合において、第一の二の（一）中「大学等」とあるのは「学部等」と、「独立大学院大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

三 既設校等について

（一） 既設校等については、第二の三の規定を準用すること。

（二） 二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の三の（二）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の三の（二）において同じ。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の大学等の学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の高等専門学校の学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、

教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。

- ア 第四の一において準用する第二の一において準用する第一の一の（九）の規定にかかわらず、施設及び設備の整備に要する経費については、標準設置経費額を下回ることができること。
- イ 第四の一において準用する第二の一において準用する第一の一の（十）のアの規定は、適用しないこと。
- ウ 第四の一において準用する第二の一において準用する第一の一の（十）のイの（イ）中「適正な償還計画が策定され、かつ、当該施設の価額が当該借入金の額を上回っていること」とあるのは、「適正な償還計画が策定されていること」と読み替えて適用するものとする。

第五 その他

- 一 文部科学大臣は、第一から第三までの規定に基づく認可をしたときは、申請者の同意を得て、当該認可に係る大学等の校地並びに施設及び設備に関する事項の概要及び第五の二に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。
- 二 文部科学大臣は、第一から第四までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置に関する計画（第五の三において単に「計画」という。）を履行するに当たって留意すべき事項（第五の三において単に「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知すること。
- 三 文部科学大臣は、第一から第四までの規定に基づく認可に係る計画及び留意事項の履行の状況及び学校設置会社の経営の実態を確認するため必要があると認めるときは、書類、実地等による調査を実施すること。

附 則（平成二十一年三月二日文部科学省告示第三十一号）

この告示は、公布の日から実施する。

附 則（平成二十一年五月十五日文部科学省告示第八十二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十六日文部科学省告示第四十号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二十五日文部科学省告示第二十八号）

この告示は、平成二十三年三月一日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二十八日文部科学省告示第二十八号）

この告示は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十八日文部科学省告示第二十号）

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二十六日文部科学省告示第十九号）

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月二十六日文部科学省告示第百三十五号）

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月十六日文部科学省告示第百五十三号）

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年二月二十九日文部科学省告示第十四号）
この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則（平成二十八年九月十二日文部科学省告示第百二十八号）
この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

別表第一 標準設置経費額（第一の一の（九）、第二の一、第三の一及び第四の一関係）

一 大学

（一） 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては四八〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学 関係	自然科学関係 （医学関係及 び歯学関係を 除く。）	その他	医学関係 （うち附属病 院分）	歯学関係 （うち附属病 院分）
施設の整備に 要する経費	五五二	一、一二六	七四六	一三、七八九 （一一、〇〇九）	三、九二一 （二、〇五四）
設備の整備に 要する経費	三六	七二七	一四三	六、九三四 （五、一六四）	一、八三一 （六七〇）
合計	五八八	一、八五三	八八九	二〇、七二三 （一六、一七三）	五、七五二 （二、七二四）
備考					
一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の（二）の表において同じ。） 二 施設の整備に要する経費には、建築工事費のほか、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信その他の建築附帯工事費を含む。（以下別表第一において同じ。） 三 設備の整備に要する経費には、図書等の整備に要する経費を含まない。（以下別表第一において同じ。） 四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一又は第三に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。） ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係 イ 自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。） 理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係及び薬学関係 ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係 エ 医学関係 医学関係 オ 歯学関係 歯学関係 五 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。 ア 施設の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該四〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合 イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人以外の収容定員の割合 六 大学の共同学科を置く学部にあつては、八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ前号ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額に、第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。					

- 七 前号において、基準校舎面積とは、第四号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学部の種類（ただし、第四号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）による大学設置基準別表第三のイ又はロの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）
- 八 学部の学科に係る標準設置経費額は、学部の収容定員（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科の収容定員）に対する当該学科の収容定員の割合により算出した額とする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）
- 九 前号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号又は別表第一の一の（二）の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

(二) 収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学 関係	自然科学関係 （医学関係及 び歯学関係を 除く。）	その他	医学関係 （うち附属病 院分）	歯学関係 （うち附属病 院分）
施設の整備に 要する経費	八二七	一, 五〇〇	一, 〇九〇	一五, 九七四 (一, 四二六)	四, 三〇二 (二, 一三五)
設備の整備に 要する経費	七一	一, 四五四	二八三	九, 二九一 (六, 六四〇)	二, 四八七 (六七〇)
合計	八九八	二, 九六四	一, 三七三	二五, 二六五 (一, 〇六六)	六, 七八九 (二, 七九五)
備考 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の一の（一）の表備考第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。					
ア 施設の整備に要する経費 収容定員が八〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該八〇〇人を超える収容定員の場合の基準校舎面積の割合					
イ 設備の整備に要する経費 八〇〇人に対する当該八〇〇人を超える収容定員の割合					

二 短期大学

(一) 収容定員が一〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	二六八	三六一	二九五
設備の整備に要する経費	一一	二一九	四四
合計	二七九	五八〇	三三九

備考

- 一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)
- 二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一又は第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該各号に定める学科の種類を含むものとする。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)
 - ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係
 - イ 自然科学関係 理学関係、工学関係及び農学関係
 - ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係
- 三 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。
 - ア 施設の整備に要する経費 収容定員が一〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該一〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合
 - イ 設備の整備に要する経費 一〇〇人に対する当該一〇〇人以外の収容定員の割合
- 四 前号において、基準校舎面積とは、第二号の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に含まれる学科の種類(ただし、第二号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。)による短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積のうち、その面積が最小である当該面積をいう。(別表第一の二の(二)の表において同じ。)
- 五 第一号及び第三号並びに別表第一の二の(二)の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項に規定する共同学科(以下「短期大学の共同学科」という。)に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第三号又は別表第一の二の(二)の表若しくは備考を適用して得られる額(以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額(以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。)以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) 収容定員が二〇〇人の場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	三一七	四五〇	三五六
設備の整備に要する経費	二二	四三七	八五
合計	三三九	八八七	四四一
備考 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。 ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合 イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合			

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
施設の整備に要する経費	五五二	七一六
設備の整備に要する経費	二七〇	五三九
合計	八二二	一,二五五
備考 一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。 二 この表は、高等専門学校の学科の種類の別を問わず、適用する。 三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。 ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積（高等専門学校設置基準第二十四条第二項に定める校舎面積（学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。）をいう。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合 イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合 四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。 ア 施設の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準校舎面積に対する当該四〇〇人を超える収容定員の場合の基準校舎面積の割合 イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人を超える収容定員の割合		

別表第二 標準経常経費額（第一の二の（一）、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×八、七〇〇＋職員数×六、二〇〇
人件費以外の経常経費	人件費×〇・五（医学関係にあっては、人件費×〇・七）
備考	
一 標準経常経費額は、人件費の額と人件費以外の経常経費の額とを合計して得た額とする。 二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学及び修業年限が三年である短期大学が行うときは、当該教員数に、大学にあっては二分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。 三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数に、次の各号に掲げる学部等（大学院又は研究科を除く。）の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とする。 ア 学部（医学又は歯学に関するものを除く。） 五分の四 イ 医学に関する学部 三 ウ 歯学に関する学部 五分の六 エ 短期大学又は高等専門学校の学科 五分の三 四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額（以下「大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。 五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額（以下「短期大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。	